平成２５年（フ）第１３００号
横浜市南区東蒔田町１丁目１番
破産者　有限会社クリエイティブ・ケイ
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２７号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1181番地
破産者　有限会社山本食品
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６６号
新潟県糸魚川市横町３丁目８番５号
破産者　株式会社ラマンドール
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県飯田市松川町2275番地４
破産者　株式会社千蔵
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県多治見市市之倉町４丁目78番地
破産者　加藤　幹雄
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１０８号
愛知県江南市尾崎町上田46番地
破産者　有限会社シャルム
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１２９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁24番14号
破産者　西野運送店ことお好み焼き翔こと　西野　宗男
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
愛知県安城市里町３丁目17番地１　ボヌールＢ―205、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町明石台２丁目21番地８　シャーメゾンＹ102
破産者　遠藤　　亨
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
茨城県水戸市見和３丁目1513番地の15　見和マンション201号、旧住所茨城県水戸市河和田１丁目1820番地の５
破産者　伊藤　峻雄
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
茨城県水戸市見川５丁目139番地の63
破産者　大澤　哲男
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４３号
静岡県藤枝市藤枝５丁目８番18号
破産者　瀧井　文雄
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７５号
広島市佐伯区楽々園５丁目９番11―102号
破産者　片岡　亨旬
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６６号
福岡市東区八田２丁目38番22号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵388番地８
破産者　山本　　務
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９０号
福岡市中央区薬院４丁目18番24―404号、申立時の住所福岡市中央区小笹５丁目20番５号
破産者　林田　豊子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1036番地６　ｊｕｊｕレジデンス203号室、開始決定時の住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地10　荒砥１号室
破産者　宮城　和馬
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２号
福島県伊達郡国見町大字徳江字二階間々58番地６
破産者　八巻　隆男
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１３４号
横浜市磯子区洋光台５丁目19番１―702号
破産者　岩崎　君子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２１号
横浜市鶴見区岸谷３丁目26番12号
破産者　相澤　素子
1　決定年月日　平成25年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部